

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部規程（平成16年医学部規程第3-1号。以下「規程」という。）第35条の規定により、大分大学医学部（以下「本学部」という。）の学生（以下「学生」という。）が遵守しなければならない事項等について定めるものとする。

(服装等)

第2条 学生の服装及び身なりは、その品位を保ち得るものとする。

(住所届)

第3条 学生は、入学に当たり、所定の住所届を学部長に提出しなければならない。

2 住所を変更したときは、その都度、速やかに学部長に届け出なければならない。

(身上異動届)

第4条 学生は、改姓その他身上に異動が生じた場合は、速やかに所定の身上異動届を学部長に提出しなければならない。

(自動車の通学)

第5条 学部長は、通学距離が2キロメートル以上の学生に対し、所定の車両入構許可証交付申請書の提出を受け、車両入構許可証を交付することにより、自動車による通学を許可することができる。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると学部長が認めるときは、車両入構許可証を交付し、自動車による通学を許可することができる。

3 学部長が、臨時の措置として入構が必要と認めるときは、学生に対し、所定の車両入構許可証交付申請書の提出を受け、夜間・休日限定車両入構許可証を交付することにより、夜間・休日における自動車による通学を許可することができる。

(欠席届)

第6条 学生は、病気その他の事由により授業を欠席しようとするときは、所定の欠席届を学部長及び当該授業の担当教員に提出しなければならない。ただし、病気による欠席が7日以上にわたるとき、又は実験、実習、実技若しくは試験を欠席しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により事前に欠席届を提出することができなかつたときは、その事由を付して、事後速やかに提出しなければならない。

(海外渡航)

第7条 休業期間中に海外渡航をしようとする学生は、出発する日の2週間前までに、海外渡航届を学部長に提出しなければならない。

(健康診断)

第8条 学生は、毎年定期又は臨時に大分大学が実施する健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断の結果に基づく大分大学が行う健康上の指示に従わなければならない。

(学生団体の設立)

第9条 学生が、学生を構成員とするサークルその他の団体（以下「学生団体」という。）を設立しようとするときは、本学部の教員のうちから顧問を選出した上で、学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとするときは、所定の学生団体設立許可願に当該学生団体の規約並びに役員及び構成員の名簿を添えて、当該学生団体の代表責任者から学部長に願い出

るものとする。

(学生団体の継続)

第10条 学生団体であって年次進行後も存続しようとするものは、顧問である教員の承認を経て、学部長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により許可を受けようとするときは、所定の学生団体継続許可願に当該学生団体の役員及び構成員の名簿を添えて、毎年5月15日を基準日として当該学生団体の代表責任者から学部長に願い出るものとする。
- 3 前項の願い出のない学生団体は、消滅したものとみなす。

(学生団体の団体規約等の変更)

第11条 年次途中において、規約、役員及び顧問である教員等を変更しようとする学生団体は、所定の団体規約等変更願を学部長に提出し、許可を受けなければならない。

(学生団体の解散)

第12条 学生団体の行為が、規程第2条及び第3条に規定する本学部の使命及び各学科の目的に著しく反すると認められるときは、学部長はその解散を命ずることができる。

(学外団体への加入)

第13条 学生団体が、学外の団体に加入しようとするときは、学部長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により加入の許可を受けようとするときは、顧問である教員の承認を経た上で、当該学生団体の規約及び役員名簿を添えて、学部長に願い出るものとする。

(集会)

第14条 学生又は学生団体が本学部内において集会を行おうとするときは、あらかじめ責任者を定め、学部長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により許可を受けようとするときは、当該集会に關係する本学部教員の承認を経て、所定の集会願を開催の3日前（学外の者が参加するものについては7日前）までに提出することにより、学部長に願い出るものとする。

(集会の解散)

第15条 集会が、規程第2条及び第3条に規定する本学部の使命及び各学科の目的に著しく反すると認められるときは、学部長はその解散を命ずることができる。

(印刷物等の掲示・配布手続)

第16条 学生又は学生団体が、本学部内で印刷物等を掲示し、又は配布しようとするときは、当該印刷物等を持参の上、学部長に願い出なければならない。

(掲示場所)

第17条 掲示は、学部長が定める掲示場所以外に行ってはならない。

(掲示・配布の制限)

第18条 印刷物等が、次の各号に掲げる内容又は形状の場合は、本学部内に掲示又は配布をすることができない。

- (1) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治活動を行うもの
- (2) 特定の宗教のための宗教活動を行うもの
- (3) 特定の個人、団体等を誹謗し、又はその名誉を傷つけるもの
- (4) 虚偽の事項を記載したもの
- (5) 内容、形状、大きさ等が品位を欠くもの

(掲示物の撤去)

第19条 学部長は、学生又は学生団体の掲示した掲示物等であって、次の各号に該当するものについては、責任者にその撤去を命じ、又は撤去することができる。

- (1) 許可した掲示の期間を経過したもの
- (2) 届け出た掲示内容と相違するもの
- (3) 掲示責任者名のないもの
- (4) その他学部長が掲示することが不適当と認めたもの

(横断幕等の禁止)

第20条 学生又は学生団体は、横断幕、垂れ幕、ステッカー等を施設に設置し、又は掲げてはならない。

(寄附金の募集)

第21条 学生又は学生団体が寄附金を募集しようとするときは、あらかじめ学部長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を得て寄附金を募集したときは、収支の結果を学部長に報告しなければならない。

(署名活動)

第22条 学生又は学生団体が署名活動をしようとするときは、あらかじめ学部長の許可を得なければならない。

(施設又は設備の使用手続)

第23条 学生又は学生団体が本学部の施設又は設備を使用するときは、あらかじめ所定の施設又は設備の使用願を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本学部の講義室の時間外使用については、別に定めるところによる。

(施設又は設備の使用条件)

第24条 学生又は学生団体は、施設又は設備の使用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた使用の場所、期間又は時間を厳守すること。
- (2) 許可を受けた場所の周辺の静穏な秩序を乱さないこと。
- (3) 施設又は設備を汚染又は損傷しないこと。
- (4) 使用した施設又は設備の原状復帰に努めること。
- (5) その他施設又は設備の管理者の行う管理上の指示に従うこと。

(施設又は設備の不適格条件)

第25条 学生又は学生団体による施設又は設備の使用が、次の各号のいずれかに該当する場合は、本学部の施設又は設備の使用を許可しない。

- (1) 特定の宗教活動を行うもの
- (2) 営利を目的とするもの（教職員及び学生の福利厚生のためのものを除く。）
- (3) 違法又は不当な行為を行うもの
- (4) その他施設又は設備の管理者がその使用について不適格であると認めるもの

(許可の取消し等)

第26条 学部長は、学生又は学生団体による施設又は設備の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、必要な是正措置を命じ、又は使用の許可を取り消すものとする。

- (1) 使用の条件に違反したとき。
- (2) 使用願に虚偽の記載があったとき。
- (3) その他学部長が必要と認めるとき。

(損害賠償)

第27条 施設又は設備を使用する者は、使用中に汚染し、又は損傷した場合は、当該損害に相当する金額を賠償するものとする。

(雑則)

第28条 この内規に定めるもののほか、学生が遵守しなければならない事項等については、別に定める。

附 則

この内規は、令和3年1月6日から施行する。

附 則 (令和5年医学部内規第3-2号)

この内規は、令和5年4月1日から施行する。